【 規　約 】

佐世保市観光課 SNS への掲載をお申込みいただくにあたり、下記の内容に同意いただいたものとみなします。なお、本規約は事前の予告なく改訂される場合があります。

１　対象事業者

佐世保市内に所在する事業者のみを対象とします。

２　応募方法・選定について

（１）応募は「SNS 掲載依頼フォーム（佐世保市オンライン申請システム）」からの申込みに限ります。電話、メール、郵送、持参等、その他の方法では受け付けません。

（２）募集は不定期で行います。募集期間やテーマは、市ホームページ、観光課 SNS 等でお知らせします。

（３）応募内容をもとに選定基準※1 に基づいて観光課が選定を行います。なお、選定結果は選定された事業者にのみ通知します。不採択となった場合の通知は行いません。

（４）応募をもって掲載を確約するものではありません。また、掲載の有無・時期・回数等について、市が一切の義務を負うものではありません。

（５）取材後に簡単なアンケート等にご協力いただく場合があります。

３　取材・掲載までの流れ

（１）観光課による選定後、メールにて取材日の調整を行います。応募の際は必ず連絡の取れるメールアドレスをご入力ください。

（２）観光課からの連絡後、3 開庁日以内に返信がない場合は、掲載を見送ります。

（３）取材を行ったうえで、観光課職員が掲載用の記事・写真等を作成します。

（４）掲載時期や掲載媒体（Instagram／Facebook／X 等）は観光課が判断し決定します。

４　掲載料・取材費用について

（１）掲載にあたり、応募者が負担する掲載料は発生しません。

（２）取材する商品の料金については、応募者から提出された請求書に基づき、指定口座へお支払い（請求書払い）します。

５　著作権・利用条件

（１）提供いただく写真、画像、文章、ロゴ等（以下「著作物」）について、応募者自身が適法な権利を有していること、また第三者の著作権、肖像権、商標権その他の権利を侵害していないことを保証するものとします。

（２）提供いただく著作物は、観光課が、広報・PR（SNS、ホームページ、印刷物等）を目的として、無償で使用（複製、編集、加工、トリミング、再掲載等）することに同意するものとします。

（３）提供いただく著作物に関し、第三者との間に紛争が生じた場合は、応募者の責任と負担において解決するものとし、観光課は一切の責任を負いません。

６　内容の修正・編集

（１）応募内容について、観光課において誤字脱字の修正、表現の統一、内容の要約・編集等を行う場合があります。

（２）編集にあたっては、可能な限り応募内容の趣旨を尊重しますが、最終的な掲載内容は観光課の判断によるものとし、その内容について応募者が異議を述べることはできません。

７　掲載不可・削除となる場合

以下のいずれかに該当すると観光課が判断した場合は、掲載不可または掲載後であっても削除の対象となります。

（１）市の公共性・中立性又はその品位を損なうおそれがあるもの
（２）法令又は条例その他の規程に違反するもの又はそのおそれがあるもの
（３）公序良俗に反するもの又はそのおそれがあるもの
（４）政治活動、選挙運動その他政治性のあるもの
（５）布教活動その他宗教性のあるもの
（６）社会的・政治的・思想的な主義主張を行うことを主たる目的とするもの
（７）反社会的勢力（暴力団、暴力団関係企業、総会屋その他これらに準ずる者及びその構成員）と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるもの、又は応募者が反社会的勢力であると認められるもの
（８）人権侵害、差別的表現、名誉毀損、プライバシー侵害その他第三者の権利・利益を害するおそれがあるもの
（９）美観又は風致を害するおそれがあるもの
（１０）公衆に不快感、嫌悪感又は危害を与えるおそれがあるもの
（１１）虚偽又は事実と異なる内容、不確かな情報を含むもの
（１２）提供いただく画像・文章等が、第三者の著作権、肖像権、商標権その他の知的財産権を侵害するもの又はそのおそれがあるもの
（１３）募集テーマと明らかに関係がないもの、又は募集要件を満たしていないもの
（１４）前各号に掲げるもののほか、観光課が掲載内容として不適当であると判断するもの

８　免責事項

（１）観光課は、掲載内容の利用により応募者または第三者に生じた損害について、一切の責任を負いません。
（２）天候不良、災害、感染症の流行、取材先の事情その他やむを得ない理由により、取材又は掲載を中止する場合があります。この場合において、観光課は応募者に生じた損害について責任を負いません。

※1 選定基準について

以下の（１）～（２）の基準を満たしている事業者の中から、観光課において厳正に選定を行います。
なお、応募が多数あった場合は、さらに（３）～（１０）の基準を考慮したうえで、総合的に判断して決定します。

（１） 原則として、平日（9:00～17:00）での対応および取材が可能であること
（２） 募集テーマに沿った内容であること
（３） 商品の開発背景、事業者のこだわり、歴史などの独自性やストーリー性があること
（４） 地域資源（地元食材、自然、歴史・文化等）を活かした内容であること
（５） 受け入れ体制（提供期間、数量、定員等）が整っていること
（６） させぼｅコイン加盟など、観光振興および地域経済の活性化に協力していること
（７） 多様な決済手段（キャッシュレス決済）に対応していること
（８） 車椅子での利用、多言語対応、食の多様性（アレルギー等）など、誰もが安心して利用できるバリアフリー対応を行っていること
（９） 過去の掲載回数が少ないまたは新規の事業者であること
（１０） 全体の応募状況に応じて地域バランスを考慮すること

以　上